作成日： 令和　8年　8月　10日
地下水採取日： 令和　8年　7月　9日
浸透水採取日：　　採水不可

(別紙)[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

(有)西部開発　産業廃棄物最終処理場

水 質 検 査 結 果 [安 定 型]

1-2__水質検査結果(安定型)

水質の区分			地下水		浸透水
		基準値 (1リットルあたり)	採取日　令和 7年　5月15日		
1	アルキル水銀	検出されないこと	< 0.0005 mg/リットル		浸透水の排水が確認できない為採取不可
2	総水銀	0.0005 mg 以下	< 0.0005 mg/リットル		
3	カドミウム	0.01 mg 以下	< 0.0003 mg/リットル		
4	鉛	0.01 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
5	六価クロム	0.05 mg 以下	< 0.01 mg/リットル		
6	砒素	0.01 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
7	全シアン	検出されないこと	< 0.1 mg/リットル		
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	< 0.0005 mg/リットル		
9	トリクロロエチレン	0.03 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
11	ジクロロメタン	0.02 mg 以下	< 0.002 mg/リットル		
12	四塩化炭素	0.002 mg 以下	< 0.0002 mg/リットル		
13	1，2-ジクロロエタン	0.004 mg 以下	< 0.0004 mg/リットル		
14	1，1-ジクロロエチレン	0.1 mg 以下	< 0.01 mg/リットル		
15	1，2-ジクロロエチレン	0.04 mg 以下	< 0.004 mg/リットル		
16	1，1，1-トリクロロエタン	1 mg 以下	< 0.1 mg/リットル		
17	1，1，2-トリクロロエタン	0.006 mg 以下	< 0.0006 mg/リットル		
18	1，3-ジクロロプロペン	0.002 mg 以下	< 0.0002 mg/リットル		
19	チウラム	0.006 mg 以下	< 0.0006 mg/リットル		
20	シマジン	0.003 mg 以下	< 0.0003 mg/リットル		
21	チオベンカルブ	0.02 mg 以下	< 0.002 mg/リットル		
22	ベンゼン	0.01 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
23	セレン	0.01 mg 以下	< 0.001 mg/リットル		
24	1，4-ジオキサン	0.05 mg 以下	< 0.005 mg/リットル		
25	クロロエチレン	0.002 mg 以下	< 0.0002 mg/リットル		